



**子育てほっとサロン**  
～親子で遊ぼう～

**とき** 8月18日(水)

- ・1部 午前10時～10時45分
- ・2部 午前11時～11時45分

**ところ** 公民館 2階 和室

**対象** 就園前の子どもと保護者

**持ち物** レジャーシート

※申込制 各回6組まで

※子育てほっとサロンは、子育て支援団体「エンジェルハウ

ス」がボランティアで企画・

運営し、民生委員・児童委員

もお手伝いしています。

**申込・問合せ先** 役場 子育て

支援課 内線1441

**はるっこルーム**

親子連れ優先のスペースです。

親子で遊びを楽しみましょう。

**とき** 月～金曜 午前10時～

※予約制

※予約方法は児童センターへお問合せください。

**こどもの育ち何でも相談**

言葉の遅れやコミュニケーションの心配など、育児の悩みを臨床心理士に相談できます。

**とき** 8月27日(金)午前10時～10時45分・11時～11時45分

**ところ** 児童センター内

**相談員** 臨床心理士 松本 敬子氏

※予約制 各回2組まで

**受付開始** 8月2日(月)午前10時

※子育て支援センターの行事に關しては、本町社会福祉協議会ホームページおよび支援センターだよりでお知らせしています。

111までの問合せ先

児童センター

(総合福祉センター3階)

☎(441)1781

※小学生未満のお子さんは保護者の方が必ず付き添ってください。

**全国斉  
「子どもの人権110番」  
強化週間**

いじめ・虐待など、子どもの人権にかかわる悩みごと、心配ごとなどの相談に応じます。

相談内容の秘密は固く守られますので、ひとりで悩まず、気軽に相談してください。

**とき** 8月27日(金)～9月2日(木)午前8時30分～午後7時

※8月28日(土)・29日(日)は、午前10時から午後5時まで

**相談専用電話** 子どもの人権110番

☎0120(007)110

**問合せ先** 名古屋法務局 人権擁護部

☎(952)8111  
内線1483

**ファミリー・サポート・センター依頼会員募集**

子どもの送迎・預かりを願っていますか。

**対象** 生後6カ月から小学6年生までの子どもがいる大治町内、あま市内在住・在勤の方

※登録説明会に参加が必要

●登録説明会

**とき** 8月23日(月)午前10時～11時45分

**ところ** あま市美和公民館

**定員** 10名

※無料託児あり 要予約

・生後4カ月から未就学児まで

・説明会の1週間前に締め切り

**申込方法** 説明会の3日前までに電話かメールで申し込み

※件名「説明会申込み」、本文「氏名、電話番号、参加日、託児の有無(有の場合は名前、月年齢)」

**問合せ先** あま市・大治町広域

ファミリー・サポート・センター事務局 ☎(462)0150

ama-harufamisapo

@clovernet.ne.jp



# 低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯に対する生活支援のための特別給付金(一時金)です。

## 支給対象者(ひとり親分の給付受給者は除く)

①②の両方に当てはまる方

①令和3年3月31日時点で18歳未満の児童を養育する父母等  
(※令和4年2月28日までに生まれた新生児も対象となります。)

②令和3年度住民税(均等割)が非課税の方  
または

令和3年1月1日以降の収入が急変し、令和3年度の住民税が非課税であるものと同様の事情にあると認められる方(家計急変者)

## 支給金額

児童1人あたり一律5万円

## 給付金の支給手続き

① 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方

・申請は不要【支給済】

② 上記①以外の方(例 高校生のみ養育している方、家計急変者等)

・給付金を受け取るには、申請が必要です。

・申請書に振込口座等を記入し、必要書類を添えて子育て支援課に提出してください。

・給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。

※該当するかどうか分からない方は子育て支援課へご連絡ください。

### 「子育て生活支援特別給付金」の振り込め詐欺や個人情報詐取に注意してください。

ご自宅や職場などに町から問合せを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料の振り込みを求めることは絶対にありません。もし不審な電話がかかってきた場合には、すぐに役場子育て支援課の窓口または最寄りの警察署、警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

問合せ先 役場 子育て支援課 内線166・167